

平成 29 年度滋賀県教育委員会事務局育児休業代替任期付職員
(文化財保護技術者：建造物担当) 採用候補者登録試験受験案内

平成 30 年 1 月 22 日
滋賀県教育委員会

- 期日および場所
専門試験、実技試験、口述試験
平成30年 2 月 25 日 (日) 滋賀県庁新館 7 階大会議室

- 受付期間
(持参の場合)
平成30年 1 月 22 日 (月) ～平成30年 2 月 16 日 (金)
(郵送の場合)
平成30年 1 月 22 日 (月) ～平成30年 2 月 14 日 (水) (消印有効)
(インターネットの場合)
平成30年 1 月 22 日 (月) ～平成30年 2 月 14 日 (水)

- 問い合わせ先
滋賀県教育委員会事務局文化財保護課
大津市京町四丁目 1 番 1 号
電話 (077) 528-4671

1 育児休業代替任期付職員について

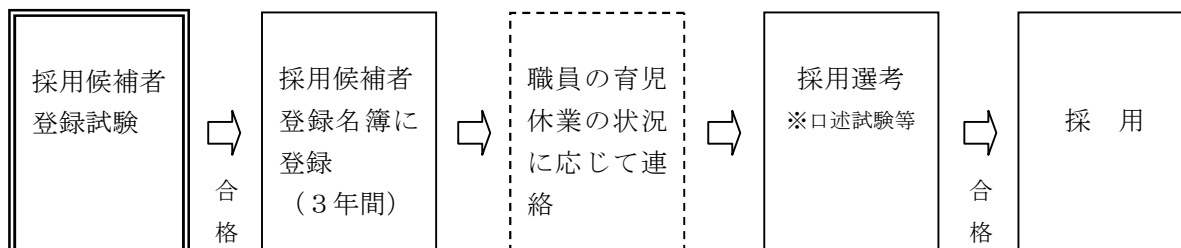
育児休業代替任期付職員は、教育委員会事務局で、育児休業をする職員の代替職員として勤務する職員です。

臨時的任用職員とは異なり、任期を定めた任用であること、育児休業、育児短時間勤務および配偶者同行休業をすることができないこと以外は、基本的には一般の正規職員と同等の職務内容、勤務条件となります。

採用候補者登録試験に合格した方を採用候補者登録名簿に登録し、育児休業をする職員があった場合に、採用選考を実施し、合格者を採用します。

そのため、採用候補者登録試験に合格し、採用候補者登録名簿に登録されても、育児休業をする職員の状況により、採用までに一定の期間が経過する場合や採用されない場合もあります。

【採用までの流れ】



2 試験区分および登録予定人員

文化財保護技術者（建造物担当） 3人程度

3 受験資格

(1) 次の要件を全て満たす者が受験できます。

- ア 大学（短期大学を除く。）または大学院の建築学またはこれに準ずる学科を卒業し、もしくは修了した者
- イ 重要文化財建造物等の修理における設計または施工監理等に5年以上の経験がある者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 登録試験

(1) 日時および場所

日時 平成30年2月25日（日）

9時30分（受付開始9時00分）から18時頃まで

場所 滋賀県庁新館7階大会議室（大津市京町四丁目1番1号）

(2) 方法

大学卒業程度で、次の方法により行います。

ア 専門試験

文化財保護技術者（建造物担当）に必要な識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

イ 実技試験

建造物の図面作製に係る実技試験を行います。

ウ 口述試験

文化財保護技術者（建造物担当）としての知識および技能ならびに公務遂行能力等について個別面接による試験を行います。

※使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話等の使用はできません。）。

(3) 結果発表

平成30年2月下旬に合格者あて通知します。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 必要書類等

(ア) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通（所定の用紙）

交付場所 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話（077）528-4671

※ 郵送等で請求できます。

郵便はがきの裏面に「平成29年度滋賀県教育委員会事務局育児休業代替任期付職員（文化財保護技術者：建造物担当）採用候補者登録試験受験願書請求」と書き、

住所および氏名を明記して、滋賀県教育委員会事務局文化財保護課に請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

※ 滋賀県のホームページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/boshu/>) からダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 登録試験受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。平成30年2月21日(水)までに到着しない場合は、滋賀県教育委員会事務局文化財保護課に連絡してください。

電話 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課 (077)528-4671

イ 提出先

滋賀県教育委員会事務局文化財保護課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

※ 持参または郵送により提出するのは、ア(ア)出願時に必要な書類等です。

ア(イ)登録試験受験時に必要な書類等については、登録試験日に会場に持参してください。

ウ 受付期間

出願票は、平成30年1月22日(月)から平成30年2月16日(金)までの執務時間中に受け付けます。郵送の場合は、平成30年2月14日(水)までの消印があるものに限り受け付けます(必ず簡易書留により送付してください。)

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間

平成30年1月22日(月)正午から平成30年2月14日(水)17時まで(ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 登録試験受験時に必要な書類等

(ア) 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)

(イ) 履歴書 1人1通(様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。)

(ウ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、平成30年1月29日(月)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了通知メールとは異なります。)

※ 平成30年2月21日(水)までに受験番号を通知するメールが届かない場

合は、滋賀県教育委員会事務局文化財保護課に連絡してください。

電話 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課 (077)528-4671

6 採用候補者登録試験合格後採用されるまで

- (1) 採用候補者登録試験の合格者は、育児休業代替任期付職員（文化財保護技術者：建造物担当）採用候補者登録名簿に登録されます。職員の育児休業の状況により、選抜された方については、滋賀県人事委員会が実施する選考を受けていただき、合格後採用されます。
- (2) 選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、当該者に対して文書でお知らせします。
- (3) 採用候補者登録名簿の登録有効期間は、原則として、平成30年4月1日から平成33年（2021年）3月31日までです。
- (4) 当初の任期終了後も、採用候補者登録名簿の登録有効期間中は、再度採用される場合があります。

7 勤務の条件

(1) 任期

育児休業をする職員の育児休業期間を任用の期間の限度として任期を定めて採用します（概ね10か月以上3年未満）。

(2) 勤務先および職務内容

滋賀県教育委員会事務局で、文化財保護の職務に従事します。

(3) 給与等

給料は、大学卒業後企業等に5年間勤務した27歳の人で、月額235,317円（地域手当を含む。）でその他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、平成30年1月1日現在のものです。

8 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

9 その他

- (1) 育児休業代替任期付職員への採用は、滋賀県教育委員会事務局職員〔文化財保護技術者〕（任期の定めのないもの）への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。
- (2) 育児休業代替任期付職員は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、勤務している所属の改廃があった場合は人事異動する場合があります。